

令和3年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和3年2月4日（木）午前10時

場所：教育委員会室

令和3年2月4日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第5号議案

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改定について

第6号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第7号議案

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」について

第8号議案（追加上程）

東京都教育委員会教育委員の辞職の同意について

2 報 告 事 項

- (1) 多摩地域における体験型英語学習施設の整備方針について
- (2) 令和3年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (3) 令和2年度の学校における働き方改革について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について
- (5) 緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香(欠席)
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人(欠席)

事務局(説明員)	
教育長(再掲)	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
都立学校教育部長	谷理恵子
地域教育支援部長	田中宏治
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
指導推進担当部長	瀧沢佳宏
教育政策担当部長	小原昌
(書記) 総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和3年第2回定例会を開会いたします。

本日は、山口委員、北村委員から、所用により御欠席との届出をいただいております。

す。

本日は、教育新聞社ほか3社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社ほか2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も、退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様も、マスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 12月10日の令和2年第21回定例会議事録につきましては、先日配布い

たしまして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、12月10日の令和2年第21回定例会議事録につきましては、御承認をいただきました。

1月7日の令和3年臨時会議事録及び1月14日の令和3年第1回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち報告事項(4)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱わせていただきます。

報 告

報告事項 (5)緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について

【教育長】 それでは、議事に入ります。

まず、初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について御報告をさせていただきます。

現在も感染者が多い状況が継続しておりますことから、国は、2月2日に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定いたしました。

そこで、まず初めに、報告事項としては(5)となりますが、「緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について」を、まず御報告させていただきます。

それでは、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 では、緊急事態宣言の延長に伴う都立学校の対応について御説明申し上げます。

ただいまの教育長からのお話にもありましたとおり、国は2月2日、1都3県を含む10都府県を対象に、緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定いたしまし

た。

東京都は、徹底して人流を抑え込むため、緊急事態措置等を延長し、都民に対する不要不急の外出自粛や、事業者に対する営業時間短縮、イベント等の開催制限などに加えまして、受験後のステイホームや学生の会食、旅行の自粛等の、若者への要請など、最大限の対策を講じることとしたところでございます。

これに伴いまして、都立学校につきましては、1月7日からの緊急事態宣言下における対応を、緊急事態宣言が解除されるまで継続するものでございます。

この報告資料(5)の「1 緊急事態宣言下における対応」についてでございますが、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続し、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変えて対応していくことを、基本方針といたしました。

そして、飛沫感染の可能性が高い学習活動や、全ての部活動、修学旅行等の宿泊を伴う行事など、一部の教育活動を中止といたしております。

なお、卒業式でございますが、時間短縮や人数制限等の感染症対策を講じて実施することといたしております。

また、時差通学の徹底とともに、高等学校等におきましては、対面指導とオンライン学習等を組み合わせた分散登校を実施いたしております。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、ただいま申し上げた対応は継続いたします。

次に、「2 高校入選の実施状況」についてでございます。

1月26日に、また、1校につきましては、26日、27日の両日、感染症対策を徹底しながら、高等学校の推薦入試を実施したところでございます。

受検者数は、2万4312名で、166校。濃厚接触者ではあるものの、PCR検査の結果が陰性であったため、別室受検が認められた特別措置による受検者は29名(25校)でございました。

これから2月21日に、一次・分割前期、3月10日に分割後期・全日制二次・追検査、3月26日に定時制二次、全日制三次・追々検査を予定いたしております。

感染症対策を徹底するとともに、追検査等による受検機会を確保して、予定どおり実施いたします。

次に、「3 児童・生徒等への個別配慮」についてでございます。

引き続き、受検生等、特に配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応いたします。

感染不安などにより、登校できない児童・生徒等への学びの保障も、個別に対応してまいります。

次に、「4 生徒等の生活指導も含めた感染症予防策の徹底」についてでございます。

これまで、学校以外での下校中や、休日の飲食等による感染事例が生じていますことなどから、卒業や新学期など、春先に向けて、気の緩みなどによる行動を起こさせないように、生徒のみの会食はしない、カラオケやゲームセンターなど、不要不急の外出の自粛、受検後のステイホームや旅行の自粛など、学校以外における感染症対策の一層の徹底に向けた指導も行ってまいります。

次に、「5 区市町村教育委員会への対応」でございます。

小中学校につきましては、引き続き、感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続することをお願いしてまいります。

最後に、資料の2枚目になりますが、「参考」といたしまして、学校再開後の6月1日から1月31日までの、都立学校の感染状況を記載してございます。

児童・生徒等は、計718人、教職員は、計95人でありまして、都内全体の感染状況に占める割合は低い状況でございます。

冬休み期間中及び冬休み明けに、感染者数の最多を更新したところでございますが、部活動の中止や分散登校の実施によりまして、現在は、減少傾向にございます。

都内全体の感染状況と都立学校の感染状況の推移は、御覧のグラフのとおりでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 今御報告いただいたように、こうした対策を徹底することによって、数値的に見ると極めて低い状況で結構だと思います。

これはこれでよろしいかと思えますし、こうしたことを徹底することによって、今

後も、子供たちへのコロナの影響は最小限に抑えられるという見通しも立っていると思います。

ただ、こうした対応を絶対やらなければいけないことですが、一方で、教育的見地からのマイナスの側面、こうしたことをやることによって、どんなマイナスが、都立高校生も含めて、子供たちに起こっているのか。

これは、事後的でも結構ですので、検証しておく必要があるのではないかと思います。

例えば、生徒同士の交流の少なさとか、修学旅行というのは、教育的見地から行ってきたわけであって、それをコロナのためになくしたことによるマイナスは、どんなことがあったのだろうか。

医学的な見地からのプラスの側面と、その裏返しとしての教育的見地からのマイナスの側面があると思います。

今は医学的側面の方を重視しなければいけないのは当然のことだと思いますが、一方で、今後のことを考えた場合、教育的見地からのマイナスの側面というのものも、しっかり検証しておく必要があるのではないかと思います。

と申しますのは、彼らが社会に出ていったときに、よく、「何とか世代」ということで、同世代間では格差はないけれども、前後の世代と一緒にになって社会的競争にさらされるわけです。

例えば、“バブル世代”とか“バブル後世代”とか、“就職氷河期世代”とか言われていますので、彼らは、恐らく“コロナ世代”というふうに位置付けられ、「“コロナ世代”だから、こういう点が欠けているのだよ」というようなことを言われかねません。

そうすると、今後同じような感染症が出てきたときにも、同じことをやっていかなければならないわけですから、そのときに、今回の経験を踏まえて、そうしたマイナス面を検証していくことによって、それを防ぐというような対応も、教育的見地からやっていく必要があるのではないかと思います。

そうした点から、これはこれで非常に結構なことだという前提でもって、教育的見地からのマイナス面の検証ということも、心掛けていただければと思います。

【教育政策担当部長】 今御指摘をいただいた点を踏まえて、今後も引き続きしっか

り取り組んでまいります。

考え方の基本方針といたしましては、こちらでお示しさせていただいた「基本方針」にございますように、感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続するという
ことで、幾つかの制約は入るのですが、可能な限り、安全の確保を図った上で学校運
営を最大限続けてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 正に今、遠藤委員がおっしゃったように、医学的見地からの対応は、
もう最優先だけれども、教育について今後どうするかということです。

データを集めると同時に、これを乗り越えて、「リベンジ」という言葉がよくない
のですが、取り返せるような仕組みというものも、つくってあげる必要があるかと思
います。

例えば、中学3年は今年しかなかったわけだから、来年は高校生になったら、中学
に戻って、中学のことはできないとしても、先に進んだ高校で、中学でできなかった
ことをどのぐらい取り戻せるかということ、やらせてあげるような機会をつくれる
のかということも、考えていただけるといいかと思っています。

卑近な例で申し訳ないのですが、大学の場合、私の学部は留学が必修なのですが、
留学に行けないということになると、学生たちに何が起きているかということ、私は、
「なるほど」と思ったのですが、「一斉に休学して、1年間休んで、下の学年になっ
ても教育プログラムを全うしたい」という学生たちが多いです。

そういうことを考えると、時間は待つてはくれないわけですが、取り戻してあげる
機会ということも、これからつくっていただけるといいかなというふうに思います。

【秋山委員】 中高の生徒たちには、学習と友人関係と部活という三つを保証してあ
げることが、とても大事だと思っています。

ですから、遠藤委員、宮崎委員がおっしゃったように、どれがどうだったかという
ことを、きちんと分けて検証して、今いる子供たちに何ができているのかというところを、
“今”も大事にして取り組んでいただきたいと思います。

ですから、今後のための調査と、今の子供たちに何ができるかということも、両方
やっていただきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまいろいろ御意見を賜りましたことを、今後とも、直ちにできることも含めて、工夫してまいりたいと思います。

ほかにございませぬようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。ありがとうございます。

議案

第5号議案

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について

【教育長】 それでは、次に、第5号議案「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について」の説明を、地域教育支援部長からお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、第5号議案「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について」、資料を基に御説明させていただきます。

「1 改正理由」でございます。

今月2日、現在開会中の通常国会に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する法律案が提出されまして、今後、審議の上改正される見通しとなっております。

資料中ほどの枠の中の、「参考：国における学級編制の標準の引下げに係る計画」を御覧ください。

国は、今回の義務標準法の改正により、小学校の学級編制の標準を、5年かけて、学年進行により35人に段階的に引き下げる予定としております。

令和3年度は、小学校第2学年の1学級当たりの標準、すなわち上限を、現行の40人から35人に引き下げる見込みです。

この国の動きを踏まえ、令和3年4月1日付けで、都における「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」の改正に向けて、この後の第6号議案「学校職員の定数に関する条例の一部改正について」と同時に、事務手続きを進めるために、文部科学省から、義務標準法の改正に伴う事務手続きについて、確認が取れたことから、今回、都における学級編制基準の小学校第2学年の基準、すなわち、1学級当たりの児童数の上限を、40人から35人に引き下げる改正を行うものでございます。

なお、学級編制の標準は、毎年度、政令により段階的に35人に引き下げられることから、都における基準も、それに合わせて、毎年度改正していく必要がございます。

義務標準法の改正内容につきましては、今後、通常国会における審議において、内容に修正が生じる可能性がございますが、軽微な修正につきましては、事務局において対応させていただければと考えております。

施行年月日は、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 結論から申し上げますと、非常に結構なことだと思っています。

藤田教育長と私は、全国都道府県教育委員会連合会で議論しているわけですが、その中で、毎年、会長の藤田教育長と私の連名でもって、この35人学級の要望を、大分やってきているわけです。それがようやく実現するというので、結構だと思います。

ただ、教育委員会連合会でもって、政策要望として出してきたにもかかわらず、すぐ実現しなかったのはなぜかという、財政当局から、「35人学級にしたときの効果についてのエビデンスは何だ」ということを言われ続けてきたからです。

ですから、逆にいうと、これは、いろいろな配慮でもって実現していくことになって、非常に結構なことだと思いますが、一方でもって、今までできなかったバックグラウンドとして、そういう疑問、つまり、「人数が減ったら教育効果が上がるのか。それは、どういう形で示されるのか」ということが、言われ続けてきたわけです。

実現したこれからも、学年ごとにずっとやっていくわけですが、そうした35人学級による教育効果というものを、しっかり我々は検証していかなければいけないのでは

ないかと思っています。

一方、昨日でしたか一昨日でしたか、報道にありましたが、小学校の先生の希望者が減っているということです。

1学級の人数が減るということは、それだけ先生の数が必要になってくるわけですが、一方で希望者が減ってくると、これは、先生の頭数の問題から、なかなか難しいというようなことも出てくるのかなというような心配も、ちょっとしておりますが、それへの対応ということも、先生の働き方改革とかいったことが、非常に重要なテーマとして、これの裏側にあるのではないかと思っておりますので、よろしく願います。

【地域教育支援部長】 2件いただきましたうちの1点目の効果検証につきましては、国の方でも、「地方公共団体と協議をしながら検証を進めていく」ということになっておりますので、協力してやっていきたいと思えます。

2点目につきましては、この後の議案に絡みまして、人事部の方からお話させていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見がございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認をいただきました。

第6号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは、次に、第6号議案「学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について」の説明を、人事部長からお願いいたします。

【人事部長】 第6号議案「学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼」について御説明いたします。

先週の1月29日に都の予算案が発表されまして、教職員定数についても原案がまと

まっております。本議案は、その結果を踏まえまして、知事に条例の立案を依頼するものでございます。

まず、「1改正理由」でございますが、児童・生徒数の増減などによりまして、学校職員の定数を改める必要がございます。

次に、「2改正内容」でございます。学校種別ごとに、増減の主な内容について御説明いたします。

まず、小学校でございますが、児童数の増加などによりまして、390人の増となります。

また、先ほど御説明のありました小学校2年生の35人学級の実施についてでございますが、これまでも、国の加配を活用して、実質的に小学校2年生で35人学級を実施しておりましたので、その加配を294人減じた上で、35人学級に対応いたしまして、322人を計上してございます。

また、小学校高学年を中心といたしまして、教科担任制を推進校10校で導入するため、10人を措置しておりまして、小学校全体で428人の増でございます。

次に、中学校でございます。生徒数の増加などにより248人の増。不登校生徒対応といたしまして、不登校特例校の設置により3人の増でございます。中学校全体では25一人の増でございます。

次に、高等学校でございます。生徒数の減少などにより149人の減。赤羽北桜高校は、都立高校改革推進計画に基づきまして家庭学科と福祉学科を設置する学校でございますが、この学校の新設により14人の増。それから、用務員定数等の見直しにより2一人の減。以上により、高等学校全体では156人の減となります。

次に、特別支援学校でございます。東久留米特別支援学校は、東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、知的障害教育部門の高等部普通科と職能開発科を設置する学校でございますが、この学校の新設によりまして、6一人の増。青鳥特別支援学校八丈分教室の設置により、3人の増。以上により、特別支援学校全体では65人の増でございます。

以上を合計いたしまして、表の一番下の「計」の欄でございますが、令和3年度の教職員定数は、令和2年度と比べて588人増の6万5797人でございます。

その下の「3」及び「4」でございますが、この条例案につきましては、令和3年

第1回東京都議会定例会に付議し、議決を経た上で、令和3年4月1日の施行を予定してございます。

なお、先ほど、遠藤委員からお話のありました、「教員の採用は大丈夫なのか」ということについてでございます。

小学校の直近の受験倍率は、2.0倍でございます、厳しい状況でございます。この35人学級が実施されますと、倍率についていえば、それを押し下げる要因にはなってしまいますが、受験者確保に向けて更に努力していきたいと考えてございます。

具体的には、広報を強化して、デジタル技術などを新たに使いまして、今までは一方通行の広報だったのを、双方向でやり取りして、御本人の興味関心に応じて、いろいろな情報を発信できるようにしていきたいと考えております。

また、新たな小学校教員の免許を取得していただくために、小学校の免許を持っていない幼稚園教諭の経験者を対象に、免許取得補助を行うことで、「小学校を受けてください」というような取組をしたりして、いろいろな方法で努力していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 質問です。小学校のところで、「35人学級対応加配」が既にあったということですが、それは、既に35人学級になっていたというように理解してよろしいでしょうか。

【人事部長】 小学校2年生については、国の方でも、35人学級にできるような加配がございまして、都でもその加配を活用しております。

ですので、実質上、35人学級の編制が可能な状態でありまして、小学校2年生については、既に措置されておりますので、ほとんど影響はございません。令和4年度以降、教員が必要になっていくということで、令和3年度については、措置済みでございます。

【宮崎委員】 長い目で見ると、やはり、少子化は進行しているのだらうと思います。そうすると、今年はこのようにたくさん採用した教員が、数年後にどういう立場になっていくのかと。

大きな人口分布のグラフで考えると、意外に、ある年代がスポッと抜けていたり、ある年代は厚みが多かったりというように、バランスが難しいところがあると思います。

とても御苦労だと思いますが、新規採用だけではなくて、いろいろな工夫をしていただければと思います。

例えば、教員免許がなくても、社会人でできる方式を活用するとか。

ですので、うまくバランスをとれるようにしていくのがいいのではないかと思います。

若者が今教員になっても、将来も安定できるかということを考えると、なってくれないかもしれませんので、そういうことも考えながら進めていく必要があるのかなと思います。

もっとも、東京都の場合は、子供の数は当面は増えるのだと思いますが、どこかの段階で減り始めて、全体状況としては少子化ですので、地域によっては、35人なんて集まらなくて、1学年に1クラスできないという地域もあるわけですから、その辺のところをうまくバランスをとりながら進めていただければいいかなと思います。

【人事部長】 御指摘のように、現在、東京都では児童・生徒数が増えておりまして、小学校では令和6年度まで、中学校では令和11年度まで増加の見込みでございます。

そのために、今後も採用数の増加が一定程度、見込まれるのですが、御指摘のように、必ずしも、大学の新卒者だけではなくて、もっと上の、社会人経験を積まれた方でも応募可能なように、一所懸命やっております。

また、御指摘のように、教員免許を持たない方でも学校教育に参画していただけるような工夫も、引き続き検討していきたいと思います。

【宮崎委員】 よろしく申し上げます。

【遠藤委員】 数字的なことで恐縮ですが、高等学校がマイナス156人というのは、何か希望退職を募るとかではなくて、自然減の不補充ということで、156人のマイナスということで考えてよろしいのでしょうか。

【人事部長】 156人の減というのは、そのほとんどが、「生徒数等で149人減」と書いてありますように、生徒数の減少によって定数が減少するというものですので、退職を募るということではございません。

このように定数が減っていきますので、新規採用の方は、その分抑制するということにはなります。

【教育長】 全体としては、減ってまた増えるような、定数減による教員減という形ですね。

【人事部長】 はい。また中学生の増が次に来ますので、今は減っていますが、2年後ぐらいには、また増に転じるということになります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御質問等がございませぬようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

第7号議案

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」について

【教育長】 次に、第7号議案「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」についての説明を、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それでは、第7号議案「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」について御説明させていただきます。第7号議案資料を御覧ください。

資料は、机上に配布しております上・下巻の冊子の現段階の案と、タブレットにある概要版と抜粋版になります。

初めに、改定の「目的」でございませぬ。資料1の左上のボックスを御覧ください。

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の策定の目的は、「都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。」ということでございます。

右側の「経緯」を御覧ください。

都教育委員会の附属機関である「第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」

の令和2年7月の答申を踏まえ、改定を行っております。

次に、中段のボックスを御覧ください。「改定の方向性」でございます。

これは、平成29年2月に策定された「いじめ総合対策【第2次】」の内容を受け継ぐこととし、目的に照らしてその一部を改定いたします。

主な改定点は、上巻につきましては、オレンジ色の枠に、下巻につきましては、緑色の枠に示しております。

それでは、一つ一つ説明をさせていただきます。

まず、「上巻 学校の取組編」でございます。

第1は、ダイジェスト版を冒頭に配置したということでございます。資料のこちらのページと次のページになります。

タブレットの資料の一番下に付してありますページ数が、机上に配布しております冊子のページ数になっております。

こちらのダイジェスト版でございますが、いじめ防止におきまして、必ず取り組む項目を18にまとめたもので、教職員一人一人の対応力の向上を目指して作成しております。

教職員が日常における自身の取組を点検・評価し、改善を図ることができるよう、それぞれのポイントをイラストで分かりやすく表す、上巻の参照ページを明示する、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の、4段階との関連を示したアイコンを付けるなどの工夫をしております。

第2は、現状と課題にある図表データの更新でございます。資料3を御覧ください。

上巻には、それぞれの項目の冒頭に、現状や課題を表すデータを掲載しておりますが、今回の改定におきましては、東京都教職員研修センターが実施いたしました、いじめに関する研究調査の結果を踏まえ、全ての図表を最新のデータに更新をいたしました。例として、2点御紹介させていただきます。

こちらは、資料の中段の「図表2」を御覧ください。これは、「いじめを行った経験」について、児童・生徒を対象として調査をした結果でございますが、いじめ防止対策推進法が制定される前の平成24年度と、その8年後の令和2年度を比較しますと、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、全ての校種において26ポイント以上増加しております。

次に、資料4の「図表19」を御覧ください。左上のグラフでは、「いじめられた経験がある」と回答した子供の割合が、11ポイント以上減少するとともに、左下のグラフで、「いじめを受けたときに誰かに相談したか」という問いに対して、「相談した」と回答した子供の割合は、8ポイント増加しております。

このように、児童・生徒の姿から、学校によるいじめ防止の取組の成果が分かるものなどを取り上げながら、データの更新をしております。

第3は、取組内容の更なる充実です。

資料1に戻りますが、中段左側の6点を初めとして、記載内容の充実を図っております。

本日は、一番上の「子供が安心して相談できる環境の構築」を例に、どのように改定したかを具体的に説明させていただきます。

まず、上巻の冒頭に掲載している「いじめ防止の取組を推進する六つのポイント」の3に、下線の部分の文章を付け加えております。これまで、「学校教育相談体制の充実」としていたところを、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申で示唆された事項を踏まえまして、「学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実」とし、教員が家庭や地域と連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していくことの重要性を理解できるようにしたものでございます。

次に、資料6を御覧ください。教員が具体的に取り組むべきことを理解することができるよう「エ SOSの出し方に関する教育の推進」という項目を設定し、具体的な取組を示しております。本項目の最後には、「学校はもとより、家庭、地域等を含む、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めることが重要である。」というように、具体的な姿も明示しております。

更に、資料7になりますが、文章だけではなくて、教員が視覚的にも理解できるように、資料編に御覧のような資料を掲載いたしました。中央の赤い枠に「ポイント3」がございしますが、これは、左側の黄色い部分の「学校」、右上のピンクの部分の「家庭」、そして、その下の緑色の部分の「地域・関係機関」も、全てが連携して取り組むべきであることを示しております。

次に、「下巻 実践プログラム編」の主な改定点についてでございます。

下巻は、上巻の内容を踏まえまして、主に、学校の教員が、自己の教育で活用できるような、4種類のプログラムを掲載しております。この中から、今回新たに作成いたしました「保護者プログラム」と「地域プログラム」を中心に説明をさせていただきます。

まず、いじめについて学校とともに考える「保護者プログラム」についてでございます。5本開発をしております。例として、資料8を御覧ください。今年度、保護者に実施した調査によりますと、学校は、保護者にいじめ防止等の取組を周知しているつもりでも、2割の保護者にしか伝わっていない状況があることが分かりました。学校の周知の在り方を見直し、保護者に「伝わる」よう説明していくことが大切でございます。保護者プログラム1「学校いじめ防止基本方針」は、いじめの定義や、学校いじめ防止基本方針、「学校いじめ対策委員会」について理解を深める内容となっております。保護者会の一部として、20分程度で実施できるプログラムでございます。こちらに、プログラムの内容、次のページに、実施に当たっての様々な留意事項を記しております。

次に、いじめ問題解決のための「地域プログラム」でございます。資料9を御覧ください。

学校の取組や児童・生徒の取組を伝えることで、いじめ防止に向けた協力を促し、地域の方々に、自身ができることを考えていただく内容となっております。

学校運営協議会や、道徳授業地区公開講座等で20分間で実施できるプログラムとなっております。

なお、これらのプログラムは、学校の実態に合わせてすぐに活用できるよう、教員が編集可能なスライド資料等も併せております。

学校、保護者、地域社会が、普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にしていくために、各学校での活動を促してまいります。

更に、今回、従来から掲載している「学習プログラム」と「教員研修プログラム」の改善を図りました。

いじめ防止のための「学習プログラム」は、各校種における授業で活用できる、計28本のプログラムを掲載しております。例として、資料10には、小学校中学年の「規範意識の醸成」というプログラムを載せております。子供が自らいじめについて

考え、自ら行動できることをねらいとしております。

いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」につきましては、資料 11 になりますが、いじめの定義の確実な理解や、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進など、9本のプログラムを掲載しております。

こちらの例としては、「研修6 『いじめ』の定義に基づくいじめの認知」という研修プログラムです。

教員がいじめを発見する視点をアンケート用紙に記入し、共有することで、いじめやいじめの疑いに気付くための視点を確認し、「学校いじめ対策委員会」により組織的ないじめの認知の徹底につなげていく内容になっております。

説明は以上でございます。

本日御決定いただいた後に、製本し、3月末までに都内公立学校の全ての教員に、上・下巻セットで配布をいたします。

本総合対策を真に実効性のあるものにしていくためには、ただ配布するだけではなく、各学校における着実な実践と、教職員の熱意が必要であると考えております。都教育委員会といたしましても、引き続き、学校や教職員の真摯な取組を、全力で支援してまいります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【宮崎委員】 御説明ありがとうございます。

このもの自体はとてもよくできていると思うのですが、こういうことを一所懸命つくっていて、時代や状況に合わせ、バージョンアップしていくという、こちら側の姿勢そのものも、子供に通じるのではないかという気がいたします。

今御説明いただいたように、つくるだけではなくて、浸透させていくという努力のところで、例えば、若い層は何でもスマートフォンで見えるようになっていきますので、スマートフォンなどで簡単に調べられるようにしておければと思います。

検索機能もありますから、何か困ったときに、キーワードを三つぐらい入れて、自分が今どういう立場になっていて、どのように対応したらいいかというようなことが、

ぱつと例示できるようになればと思いますが、こういうようなことは考えていらっ
しゃるのでしょうか。

【指導部長】 こちらの資料につきましては、全てPDFにして、ホームページには
掲載する予定にしておりますので、スマートフォンで見ることはできると思います。

ただ、その先の、委員が今おっしゃった検索機能を付与するなどについては、今後
の工夫ということになっているかと思いますが、委員の御意見を踏まえた上で検討
させていただければと思っております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

本当に使おうと思ったら、そこはすごく大事だと思いますので、是非よろしくお願
いします。

【秋山委員】 大変すばらしいプログラムで、冊子もつくっていただき、ありがとう
ございます。

上巻の「四つの段階に応じた具体的な取組」というところが、とても役に立つので
はないかと思っています。「未然防止」をして、「早期発見」をして、「早期対応」
をして、なお、「重大事態への対処」という流れを、しっかり記載していただしてい
るのが、現場では非常に役に立つと思います。

ただ、字が非常に小さいので、この部分がもったいないなという気がしていますの
で、もう少し見やすいように書いていただくと、非常にいいかなと思いました。

そして、正に、「この早期発見のところは何ページを見なさい。」というようなこ
とも書いてありますので、とてもいいと思っています。

それで、これは基本的なことが書いてあるのだと思いますが、今回の提言とか答申
を経て、現在問題点になっているところで、「どこが手薄なのか」、「ここをもう少
し大事にしてほしい」という点について、もう少しインパクトが出ればいいかなと思
いました。

【指導部長】 こちらのページも、今回改めて載せたページです。

先ほど、宮崎委員からありましたように、今回のこの冊子については、どこに詳し
いことが載せてあるかという点を、かなり意識してつくっておりますので、秋山委員
から御紹介いただいた点は、まさしくそういうことだと思います。

字が小さいのは、PDFにして学校に送りますので、学校でもっと大きくしていた

できればと思います。

また、今回の改定のポイントにつきましては、今後、この冊子を使った、区市町村教育委員会の生活指導の担当者連絡会等でも話をさせていただいて、それが、学校に確実に伝わるように、工夫をさせていただきたいと思います。

【遠藤委員】 詳細な資料で、いじめの根絶に向けていろいろ動かなければいけないということがよく分かりました。

ただ、今の御説明の中で「あれ？」と思ったのが、資料3の「図表2」の「いじめを行った経験」についてです。

平成24年度と令和2年度を比べると、各校種ともいじめの経験があるのが非常に減っているということで、これは、対策が功を奏しているのかなと思います。

「なるほど。結構だな」と思っていたのですが、一方で、私が聞き間違えたのか分かりませんが、資料4の御説明の「いじめられた経験」のところの数字についてです。

「ある」というのが、青い表示で出ているわけですが、平成24年度は66%から、令和2年度は55%になっていて減ってはいます。ただ、その減り方が、いじめた経験がある方の劇的な減り方に対して、いじめられた方の減り方が余り減っていないように読めました。

これは、「いじめた経験がある」と答えたのに比べて、「いじめられた」の方が多いと見る方がいいのかということです。

というのは、基本的には、これだけの対策をしても、なおゼロにはならないというのが、いじめの実態だと思います。

いじめというのは、残酷な行為であって、必ず起こるわけです。自分ではいじめた記憶はないけれども、やられた方は、「いじめられた」と思っているわけですから、そのギャップが、この資料3と資料4の表に出ているのかなと受けとめたのですが、この辺はどう読めばいいのでしょうか。

【指導部長】 一つには、遠藤委員が今おっしゃったとおりの分析はできるかと思います。いじめた感覚といじめられた感覚のギャップの差が、ここに表れているという見方もできるかと思います。

また、いじめの態様は様々で、一対一でいじているという状況ばかりではありません。基本的には、集団対一人みたいな形もありますので、いじめた経験が少なく

なっているのは、そういった集団的な行為が減っているということも言えるかと思えます。

一方で、いじめられた経験の減少率が低いのは、そういったところの対応の違いかもしれないと捉えております。

いずれにしても、この間の各学校の工夫ある取組で、その効果が出ているかと思えますが、例年お話をしておりますいじめの認知件数については、増大している状況にあります。

もちろん、いじめの認知件数は、必ずしも、いじめの発生件数とは一致はしていません。特に、昨年お話をした東京都の小学校1年生、2年生のいじめの認知件数が、非常に増えております。

ただ、これは、全国的にも同様ですが、それだけ学校の先生方が、小学校1年生、2年生の行動をつまびらかに見ているという状況からだと思いますので、こうした取組をまた一層徹底していく中で、根絶に向けた努力を今後とも続けていきたいと思っております。

【遠藤委員】 それから、今回の改定で非常に評価したいと思っておりますのは、地域との関わり合いを更に強調しているということです。

私は、地域の中で、小学校の登下校時の見守りのことを、町内会の役員をしていたときにやっていましたが、私どものような年配者からすると、「あ、いじめをやっているな」ということが、よく見えるのですね。

だから、地域の人たちが、子供たちと関わることによって、いじめを少しでも減らすことができるようになると思っております。

そして、我々は、保護者でもなく、先生でもないもので、遠慮なく、「おまえ、そんなことを言うな」「するな」ということが言えるのですよね。

ですから、この冊子の中にもありますように、地域との関わり合いというものを、これから更に推進していくように指導していただければと思います。

【指導部長】 今までのいじめ総合対策でかなり強調してきたのが、「学校が組織的に当たる」ということで、「学校の教職員全体で」というところを、かなり強調してきたと思っております。

そこについては、学校でかなり浸透してきており、教育委員会でも、答申でも御意

見をいただいておりますので、次の段階として、学校だけではなくて、保護者、地域が一緒になって、いじめについて考えていくという段階に上げていきたいと思っております。

そのために、こちらの資料を活用して、そういった呼び掛けを今後も続けてまいりたいと思っております。

【秋山委員】 これからの課題ということで、お願いしたいと思っておりますが、「スクールカウンセラーの全員面接」というのがあります。

この目的は、「児童・生徒とのつながりの構築」ですが、子供たちにも保護者にも、学校の中にスクールカウンセラーが存在するということが、十分周知されてきています。スクールカウンセラーの専門性を考えれば、子供の心のケアというものを得意としているところなので、いじめの早期発見をした子供たちに対する早期の対応というところを、重点にシフトしていてもいいのではないかと思います。

今回の改定で、スクールカウンセラーも、もう一度役割を見ていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

報告事項

(1) 多摩地域における体験型英語学習施設の整備方針について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「多摩地域における体験型英語学習施設の整備方針について」の説明を、指導推進担当部長からお願いいたします。

【指導推進担当部長】 多摩地域における体験型英語学習施設の整備に向けて、基本

となります整備方針を策定いたしましたので御報告をさせていただきます。

東京都教育委員会は、グローバル人材育成の施策の一つといたしまして、平成30年9月に、江東区の青海に、体験型の英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」、「TGG」と呼んでおりますが、こちらを開設いたしまして、多くの児童・生徒が利用しまして、好評をいただいているところでございます。

利用者のアンケートによりますと、児童・生徒の9割以上が、「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」というふうに回答しております。

また、教員につきましても、9割近くが、「児童・生徒に変容が見られた」と回答しております、「英語に対する学習意欲が高まった」「コミュニケーションが積極的になった」などの回答も、多く見られたところでございます。

一方で、多摩地域の学校からは、「移動に時間がかかり、利用が難しいために、多摩地域にも同様の施設の整備を求める」という声が寄せられておりました。

こうしたことを受けまして、東京都は、令和元年12月に、「『未来の東京』戦略ビジョン」におきまして、多摩地域での体験型英語学習施設の整備に向けた検討を行うことを、公表したところでございます。

その後、令和2年5月に、体験型英語学習施設の在り方を検討するための委員会を立ち上げるとともに、多摩地域の学校や教育委員会にアンケートを実施しまして、検討を行ってまいりました。

当該の検討委員会での議論などを踏まえまして、このたび、整備方針を策定したものでございます。

それでは、資料を御覧ください。

まず、「2概要」の「(1)経緯と目的」には、今お話いたしました経緯などにつきまして記載してございます。

多摩地域の学校へのアンケートの結果によりますと、9割以上の学校が、多摩地域における体験型英語学習施設について、「利用したい」という意向を示しております。

「(2)コンセプト及びプログラムの特長」につきましては、TGGが既に利用者から高い満足度を得られているということですか、あるいは、多摩地域の学校等への意向調査におきまして、TGGと同様のプログラムが期待されているということ、背景としております。

英語をふんだんに話すことを通じて、英語を使う楽しさや必要性を体感し、英語を学ぶ意欲を向上させるといった、TGGの特長を活かすとともに、多摩地域の特色も踏まえて、整備をしてみたいと考えております。

「(3)利用対象者」につきましては、小学生、中学生を中心としております。

別冊の「報告」の18ページを御覧ください。画面には同じものを表示してごさいます。

こちらの円グラフを見ていただきますと、「全体」では、区部が75%ほどで、多摩地域は約25%の利用となっておりますが、ほかのグラフを見ていただきますと、小学校、中学校では、多摩地域からの利用割合が低くなっており、特に、小学生については、1割未満となっている現状がごさいます。

やはり、移動時間や距離が、TGGを利用する上での制約となっていることが見て取れ、こうした状況を踏まえて、今回、主な対象を多摩地域の小学生、中学生としているところでごさいます。

「(4)施設規模」は、多摩地域の小中学校が学年単位で利用することを想定しまして、200人を同時収容できることを、最低の条件にしたいと考えております。

報告書の19ページを御覧ください。画面でもお示ししておりますが、1学級40名と仮定いたしますと、200人というのは、5学級規模をあらわします。多摩地域の小学校の99%、中学校の約8割が5学級以下となっている現状がごさいますので、大部分の学校が、学年単位で利用することが可能になると考えております。

また、TGGの実際の利用実績などを踏まえまして、多摩地域の学校の利用ニーズに応えることができる規模であると考えております。

「(5)事業施設」につきましては、TGGと同じく、整備費の効率化、あるいは、迅速な開業を実現するために、既存の建物を活用することとしております。具体的な施設につきましては、今後、施設の選定委員会において選定をしてみたいです。

「(6)整備・運営の手法」につきましては、TGGと同様に、東京都が求める一定の条件のもとで、民間事業者が主体的に整備・運営していくことを考えております。

東京都は、事業者に対しまして、学校教育との連携でありますとか、安価な価格設定の実現などのために必要な支援をしてみたいです。

「(7)東京都による財政支援」につきましても、TGGのときと同様に、決定しまし

た事業者に対して、補助金を交付いたします。支援の内容につきましては、開業までに発生する施設の改修経費としまして、10分の9の補助をいたします。また、施設の賃料は、10分の10の補助としております。

「(8)開業時期及び運営期間」につきましては、令和4年度中に開業し、運営期間は、5年以上10年以下で、具体的な期間は、今後、事業者の提案によります。

「(9)留意事項」といたしましては、多くの児童・生徒が利用できますように、利用料金につきましては、TGGと同等あるいはより低廉な金額としております。

「(10)今後の予定」でございます。今年度中に施設を決定いたしまして、4月以降に、事業者の公募、選定、手続きを行いまして、9月を目途に事業者を決定する予定でございます。

その後、準備を行いまして、令和4年度中に開業する予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 教育委員会でも、「英語村」をつくるに当たって、大分いろいろとディスカッションをして、その結果できたTGGが、大変評価されていて、効果を上げているということは、とても嬉しいことだと思います。

それと同じような施設を、距離的な問題、移動時間の問題で多摩地域につくるということは、教育を受ける平等な権利という意味でも、非常に大切なことだと思いますので、大いに進めていただきたいと思います。

ただ、対象者が小中学生で、TGGの方は高校までですから、中身のソフトウェアの方は、多少は違って来るだろうなと思っております。

地域に即してこういうものをつくるというのは、非常にいいと思いますが、将来的には、各地に、すぐ行けるところに、こういう施設がたくさんできて、いわゆるインターナショナルスクエアみたいな感じになればと思っています。

つまり、わざわざ“遠足”で行って、そこで過ごして帰ってくるという、異空間になるわけですが、日常生活の中にそういうものが、気軽にあるというふうな位置付けになると、もっといいのではないかと思いますので、多摩地域を突破口にして、各地につくっていくというようなことをお考えいただけるといいかなと思っています。

【指導推進担当部長】 力強い御支援をいただきましたので、引き続き努力してまいりたいと思います。

【遠藤委員】 宮崎委員が言われましたように、我々の議論もありましたが、TGGが大成功ということで、非常にいいことだと思います。だからこそ、多摩の方から、「なぜうちの方にはないのか」という話になったのだらうと思います。青海の成果が、多摩に反映したのかなと思っております。

コロナの関係で、留学生等が減ってきたり、来られないという中で、この英語村の運営に当たって、かなり活躍していた留学生等が、当面大丈夫なのかなという心配をしておりました。

それから、宮崎委員の今のお話の中で思ったのですが、経済同友会の付随的なボランティア事業として、「留学生支援協会」というものをつくって、運営しております。

そこで、留学生に対する宿舎の提供ということで、経済同友会のメンバー企業が持っている独身寮とか社宅を、留学生のための宿舎として提供するというものです。

そして、宿舎を提供した留学生に対しては、「一つのボランティアを」というようなことがあります。都内の学校に留学生が出掛けて行って、英語と日本語ができるということで、出張授業といいますか、出前授業として、子供たちに身近な英語に触れさせようということをやっています。

企業の社宅や独身寮がだんだん減ってきてはいますが、留学生にとっては、宿舎が非常に大きな問題の一つになります。

青海の方にも、学生支援機構の会館の学生たちがお手伝いしているという局面もございましたが、この多摩の方にできたときには、これは、事業運営者が考えることかもしれませんが、都としても、青海の成功体験を踏まえて、事業者に対するそういった指導といいますか、アドバイスをいただければと思います。

世の中にいるネイティブの人たちをもっと活用するというのも、是非考えてやっていただければと思います。

結構な試みだと思いますので、よろしく願いいたします。

【指導推進担当部長】 青海の現状で申しますと、希望された方が一部退職されたというケースがあると聞いておりますが、大部分の英語のスピーカーは、雇用を継続している状況でございます。

また、多摩につくった場合、在京の外国人や留学生を活用していくというのは、非常に重要な視点だと思っております。

幸い、多摩地域には大学がたくさんありますので、そことの連携も、非常に大きな視点だと思っておりますので、事業者と連携しながら、引き続きやっていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【秋山委員】 今回の整備については、利用者割合のデータから、小学生、中学生を対象にするということを考えていただいたことと、施設規模に関しても、学年単位で利用できるというふうに、詳細なデータに基づいて、方針を出されたというところから、この整備方針はとてもよかったと思っております。

今後、こういうふうにデータをきちんと取りながら、整備していただければいいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【指導推進担当部長】 おっしゃるとおりでございます。青海のときには、初めての取組で、いろいろ分からない中で、規模等を含めて、財政的な点についても、手探りでやってきたところですが、ようやく、様々なデータも集まってきたという中で、今回、それをできるだけ反映させたつもりでございますので、引き続きデータをきちんと取って、それを反映させた形にしていきたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

報告事項

(2) 令和3年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(2)、「令和3年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」の説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項(2)、「令和3年度教育庁所管事業予算・職員定数等」について御説明させていただきます。

先週の1月29日に、令和3年度東京都予算案の発表がございましたので、本日は、

教育庁の所管事業予算案につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、「I歳入歳出予算」でございます。

教育費全体の予算額は、8636億9500万円で、対前年度比38億300万円の減で、増減率は0.4%の減でございます。

内訳でございますが、教育費の約8割を占めます給与関係費につきましては、7026億7000万円で、給与改定等の影響によりまして、対前年度比0.7%の減となっております。

次に、事業費でございますが、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトなど、教育の質向上や働き方改革につながる予算を計上いたしました結果、対前年度比13億2100万円の増で、増減率は0.8%の増となっております。

次に、下段の表の「II定数増減」でございます。

この合計でございますが、6万5797人で、対前年度比588人の増でございます。

内訳につきましては、先ほど、人事部長から説明があったとおりでございますので、割愛いたします。

資料の2ページ目を御覧ください。教育庁所管の主要事業につきまして、新規に実施する事業を中心にまとめましたので、ポイントを絞って御説明いたします。

資料の左側、「教育内容・方法等の充実」でございます。

一つ目は、「デジタルを活用した教育の推進」といたしまして、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進でございます。

小中学校には、今年度、一人1台端末や、無線LAN環境が概ね整うこととなりますので、来年度は、都立学校について全校への無線LAN配備を、前倒しして行います。

また、小中学校では、一人1台端末を授業等で円滑に導入していくための、端末導入支援員の配置支援等を、今年度に引き続き実施いたします。

併せて、高校段階におけます、端末一人1台体制につきまして、令和4年度からのCYODによる体制整備に向けて、制度を構築してまいります。

また、デジタル教科書の活用に関する研究も実施いたします。1月26日の中教審の答申でも触れられており、国においても検討がされておりますが、都におきましても、小中学校及び都立学校におきまして、デジタル教科書活用についての研究を実施して

まいります。

次に、「基礎学力の育成・定着」で、「小学校教科担任制等の推進」でございます。

小学校における発達段階に応じた指導体制の一層の充実と、中学校教育への円滑な接続を図るため、推進校10校におきまして、教科担任制等の取組を実施してまいります。

次に、「英語教育の充実」で、「オンラインを活用した英語学習の充実」でございます。

ウェブサイト「Tokyo English Channel」を創設いたしまして、都がこれまで作成してきた映像教材に、新たな映像教材も追加して掲載いたしますとともに、国内外の大学等と連携し、国内と海外の中高生が、英語で交流する「オンラインイベント」の開催などに取り組んでまいります。

次に、「理数教育の充実」で、「都立高校における理数教育重点校の指定」でございます。

都立高校において、新たに理数教育重点校を3校指定し、高度な理数に係る探究活動や先端企業・大学等との共同研究など、特色ある教育を展開してまいります。

次に、「産業を支える職業教育の推進」で、「工業高校における教育の充実」でございます。

IT人材を育成する新たな教育プログラム、「Tokyo P-TECH」を、都立町田工業高校において、実施年度を前倒しして実施いたします。

また、工業高校の教育の充実及び魅力向上に向けて、民間企業の先端技術の活用方法に関する調査研究等を進めてまいります。

次に、「防災教育の充実」で、「防災ノートの改訂等」でございます。

昨今の風水害の発生状況等を踏まえました「防災ノート」の内容の見直しと、令和4年度からのデジタル教材化に向けた取組を実施してまいります。

次に、右側の「特別支援教育の充実」についてでございます。

既に公表いたしておりますが、一つ目は、「特別支援学校八丈分教室の設置」でございます。

都立八丈高校内に、知的障害特別支援学校の分教室、普通科高等部を設置いたしまして、島しょ地区における特色を活かした教育内容や、適切な規模の在り方等を検証

してまいります。

そして、「都立高校における通級による指導の実施」でございます。

都立高校において、これまで土曜日等に学校外で実施してきた「コミュニケーションアシスト講座」に加えまして、学校内で放課後等の必要な指導を受けられるよう、全校に導入してまいります。

次に、「優れた教員の確保・働き方改革の推進」でございます。

一つ目は、「幼稚園教諭免許保有者の小学校教諭免許取得支援」でございます。

幼稚園教諭免許保有者に、小学校教員への道を開くため、小学校教諭免許取得に係る費用の支援を実施してまいります。

二つ目は、「スクール・サポート・スタッフ配置支援」でございます。

教員の授業準備等をサポートする、スクール・サポート・スタッフの、全公立小中学校への配置を促進いたしますとともに、新たに、小学校において、授業や休み時間に児童の見守りなど、きめ細かなサポートを行う人材配置への支援を、学校生活支援型のスクール・サポート・スタッフといたしまして、モデル地区を指定して実施してまいります。

三つ目は、「社会の力活用事業」でございます。

小学校において、専門性が高い外部人材の活用を促進し、教育内容の充実を図りますとともに、特に教員として適性がある者につきましては、特別免許状の授与を促進してまいります。

四つ目は、「教員採用選考におけるデジタル技術を活用した戦略的広報」でございます。

教員採用選考受験者の拡大及び優秀な教員の確保を進めるため、デジタル技術を活用して、教員志望者との情報の双方向化や、受験申込みから採用までの手順のワンストップ化等を推進してまいります。

次に、「学校施設等の整備」でございます。

「公立学校における体育館空調整備の推進」「公立学校におけるトイレ整備の推進」につきまして、都立学校の整備を進めますとともに、区市町村立小中学校への支援を引き続き実施してまいります。

最後に、「その他の取組」といたしまして、「オリンピック・パラリンピック教育

の推進」「全国高等学校総合文化祭開催への取組」「外国人の子供の就学事務に関する区市町村支援」などにも取り組んでまいります。

資料の3ページに進みます。この3ページから13ページにかけては、「東京都教育ビジョン第4次」の体系に基づきまして、今御説明申し上げました、主な新規事業、及びこれまでも実施してきました継続事業について、予算案内容を記載してございますので、御確認いただければと思います。

以上で、来年度の予算案の概要についての説明を終わらせていただきます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございます。

ちょっと話がずれますが、産業を支えるところで、工業高校の教育の充実に関して、以前、「工業高校の名称の検討」というのがありました。これも、これから進むのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、「優れた教員の確保」のところで、幼稚園教諭の小学校教諭の免許取得のところについてですが、以前、幼稚園と小学校の連携の研究が進んでいたと思います。そういう件とも含めて、教員免許にまた関係してくるのかなと思ったりしておりますので、その辺りの継続もよろしくお願ひしたいと思っています。

予算案については、これで結構かと思います。

【都立学校教育部長】 工業高校の名称の変更については、PR上の一つとして現在検討しております。まだ検討の途上でございますが、引き続き検討してまいります。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 幼稚園だけではないですが、就学前教育と小学校教育の連携ということで、現在、3地区をモデル地区にして、引き続き研究活動を進めております。

【遠藤委員】 「デジタル教科書の活用」という項目がございます。これは非常に結構だと思いますが、現状、一部でデジタル教科書になっているところは、このデジタル教科書は有料ですよ。

【指導部長】 はい。

【遠藤委員】 そうすると、今後、デジタル教科書を活用していったら、これを全面的に導入していく場合、今は教科書は無償で配布されているわけですが、デジタル教科

書を活用するという一方で、現状は有料のものを活用していくとなると、保護者が負担するという方向性で検討しているということでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

【教育政策担当部長】 今回、デジタル教科書調査研究事業ということで取り組んでおりますのが、小学校2校と中学校2校を研究協力校に指定いたしまして、区市町村教育委員会と連携しながら、教員のスキルアップとデジタル教科書への理解、活用促進、児童・生徒の学習意欲の推進を目標に、授業の進め方の研究を行っていくということで進めております。

費用負担につきましては、ここの研究授業とは別に、幅広い観点から検討させていただければと思っております。

【遠藤委員】 長期的な視点でということですね。分かりました。

【教育長】 この国の事業は、全国で展開して、全教科、全学年を割り振って、都全体ができるような形で、中身と活用の仕方を研究していこうとしているものでございます。

【遠藤委員】 国のIT戦略の一環ということですかね。

【教育長】 そうですね。

それから、無償化との関係については、教科書の検定制度との関係もございまして、そちらは、これから整備をしていくようでございます。

【遠藤委員】 はい。分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

報告事項

(3) 令和2年度の学校における働き方改革について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(3)「令和2年度の学校における働き方改革について」の説明を、引き続き、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項(3)「令和2年度の学校における働き方改革」につきまして御説明申し上げます。

学校における働き方改革につきましては、平成30年2月に策定いたしました「学校における働き方改革推進プラン」に基づきまして、教員の長時間労働の改善に取り組んできたところでございます。

平成30年度及び令和元年度には、「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表いたしまして、働き方改革の取組状況や成果などにつきまして、明らかにするなど、改革のフォローアップを進めてまいりました。

今年度の都内公立学校の状況は、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月から5月末まで臨時休業を行い、再開後は、長期休業期間の短縮や土曜授業の活用、部活動の自粛・時間短縮や、学校行事の中止・延期など、様々な取組を実施し、現在におきましても、感染症対策を徹底しながら、教育活動を行っている状況にございます。

このような中で、今年度は、個別の取組に関する成果検証のためのデータを得ることができませんでしたことから、例年の報告書という形をとらず、このような資料形式での報告とさせていただいたところでございます。

まず、「教員の勤務状況」につきましてですが、資料に、都立学校及び小中学校におけるカードシステム等により、客観的に把握した教員の1か月当たりの時間外労働時間を記載しております。

都立学校は全校、小中学校は7区7市における学校のデータで、令和元年10月と令和2年10月のデータを比較しております。

都立学校につきましては、高等学校において、時間外労働45時間超の教諭等の割合が、6ポイント程度増加いたしております。一方で、特別支援学校におきましては、45時間超の副校長の割合が、16ポイント程度減少しているところでございます。

小中学校につきましては、ともに、80時間超の教諭等の割合が、2ポイント程度増加いたしております。一方で、小学校の副校長につきましては、80時間超の割合が、6ポイント程度減少いたしております。

次に、「主な取組の実施状況」について御説明申し上げます。

まず、「教員の業務量の適切な管理等に関する規定等の整備」についてでございます。令和元年12月に、いわゆる給特法が改正されまして、在校等時間の上限について、原則、月45時間・年360時間と定めたガイドラインが、法的根拠のある「指針」に格上げされました。これを踏まえまして、都では、服務監督権者である各教育委員会が指針の内容を規則等に定められるよう学校職員の勤務時間条例を改正し、都立学校の教員の上限時間につきましても条例の施行規則に規定したところでございます。

次に、「夏季休業期間等における学校閉庁日の設定」につきましては、全都立学校において、学校閉庁日の設定を行いました。年度当初は、原則5日以上の学校閉庁日を設定することとしたところでございますが、新型コロナ対応としての臨時休業に伴う、年間行事計画の変更によりまして、各学校の実情に応じた日数設定へと変更したところでございます。

小中学校における「スクール・サポート・スタッフの配置」につきましては、昨年度から、700人以上増やし、約1700人を配置したところでございます。なお、今年度からは、各学校におきまして、感染症対策のための校内の消毒等にも、スクール・サポート・スタッフを活用しているところでございます。

また、中学校及び都立学校への「部活動指導員の配置」につきましても、昨年度から大きく配置校を増やしまして、中学校については、約580人を補助対象に決定し、都立学校につきましては、約730人を配置いたしました。

更に、副校長を直接補佐する非常勤職員を配置いたします「学校マネジメント強化モデル事業」につきましても、昨年度から実施規模を大きく増やし、小中学校では476校、都立学校では40校で、モデル実施をいたしました。

冒頭でも御説明いたしましたように、今年度、感染症対策との両立を図る中、特に、このデータを取りました10月頃は、土曜授業の活用ですとか、部活動の実施、行事の見直し等の対応などがあったものと考えておりますが、このような状況下におきましても、働き方改革に係る意識向上や取組も着実に進んでいるものだと受け止めておるところでございます。

続きまして、「区市町村における働き方改革の取組状況」につきまして御説明申し上げます。

昨年12月末時点の状況になりますが、「在校等時間の把握状況」につきましては、カードシステムなどにより、在校等時間を客観的に把握している区市町村は、53地区でございます。なお、校長等の現認などにより把握している7地区のうち3地区、未把握地区の2地区のうち1地区は、今年度中に、カードシステムなどにより客観的な把握ができる状況に移る予定でございます。

「統合型校務支援システム」につきましては、導入地区が46地区ですが、未導入の地区のうち7地区につきましては、導入予定がございます。未定の地区は、島しょ部など、児童・生徒数が少なく、コストメリットが小さいなどによるものでございます。

最後に、「令和3年度の主な取組」について御説明申し上げます。

「都立学校における取組」につきましては、引き続き全校で学校閉庁日を5日以上設定いたします。

また、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの一環といたしまして、統合型校務支援システムや、庶務事務システムの導入に向けた開発に着手いたします。

定期考査採点・分析システムにつきましても、都立高校において全校展開してまいります。

「小中学校における取組」につきましては、「スクール・サポート・スタッフ」のさらなる拡充を行いますほか、小学校において、授業や休み時間に児童に対してきめ細かなサポートを行う「学校生活支援型スクール・サポート・スタッフ」の配置支援を、新規にモデル実施いたします。

また、専門性の高い外部人材を活用する区市町村への支援も、新たに実施してまいります。

「都内公立学校共通の取組」といたしましては、教員OB等を活用した、教員の授業時数の軽減や、学校マネジメント強化モデル事業を引き続き行いますとともに、部活動指導員の更なる拡充を図ってまいります。

また、「一般財団法人東京学校支援機構」の「人材バンク」「学校法律相談デスク」「学校施設維持管理業務」などを有効に活用いたしまして、学校を支援してまいります。

来年度も引き続き、学校における働き方改革の取組を推進してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 働き方改革についての理念とか方向性というのは、十分現場にも伝わっていると思いますが、この令和2年度は、コロナの対策で、それどころじゃなかった年ではないかと思います。

ここにカードシステムとありますが、例えば、オンライン授業などは、自宅で準備しなければいけない部分というのがたくさんあったと思いますし、必ずしも、体がどこにいるかということではない働き方もあったと思います。

ですので、去年のデータを前の年と比べるとか、あるいは、来年と比べるとというようなことよりも、むしろ、去年は特例として、非常時ですから、そういう中で頑張ったけれども、何とかうまく働き方改革の精神は保っていこうとしたという方に、重点を置いた方がいいのではないかと思います。

このカードシステムの在校時間のデータというものだけでは、読みきれないところがあると思いますので、むしろ、質的に評価したり、これまでになかったような取組、オンライン授業などは、初めてやった人の方が多いと思いますから、そういうことに対する評価という方を、手厚くした方がいいのかなと思います。

もちろん、精神の方はずっと引き継いでいって、平常化したら、もうデータとして比べていけるとと思いますので、この辺のところはあまり、増えた減ったで一喜一憂しない方がいいかなというふうに思います。

【遠藤委員】 宮崎委員の御指摘のことは、そのとおりだと思います。問題は、見える部分と見えない部分があるということですね。

ここに出ている表は、カードシステム等による管理等で見える部分ですね。しかし、割と初歩的な視点でもって、よくテレビなどで話題になるのは、例えば、保護者対応とかの見えない部分は、こういうところにカウントされない部分になりますし、オンライン教育が増えてくると、そこがまた見えない部分になります。

テレビのコマーシャルで、「働き方改革で働き方を見える化しませんか」というのがありますが、あれは、一般の企業であっても同じようなことで、見えない部分があるわけです。

企業の場合であれば、例えば、“サービス残業”というような言葉でくくられますが、先生方の仕事の場合でも、グラフに出てこないような見えない部分が、実は、非常に過大な負担になっているのではないかとということが、いろいろなときに話題になるということだと思えます。

ですから、今ある働き方改革のハード面の充実とかいったものは、しっかり進めていって、特に管理職の先生方の過大な負担ということも、かなり話題になっていますので、それについての対応もしっかりやっていくということが、非常に大切であると思っています。

ただ、一方で、見えない部分についても、教育委員会としては、しっかり先生の立場に立って、これからオンライン教育が進んでいくと、そういう問題が大きくなっていくと思いますので、改革できるところはないかというような観点を、しっかり押さえたいと思っています。

一般の企業においても、テレワークについての問題がいろいろ出てきています。

「いつまで働いていけばいいんだ」ということで、「上司から次々に連絡が来る」みたいなこともあって、心の負担が大きくなってくるわけです。

そして、こういうテレワークの普及によって、働き場所と自宅との区別がなくなってくるというところから来る精神的な負担というものも、出てきているということです。

ですから、学校現場で先生方にそういう面で負担を掛けないように、オンラインをするにしても、そういうことが大事なのかなと思います。

現状においても、保護者対応などで、見えないところで負担があると思いますので、これからますます難しい時代になってくると思いますが、先生方の応募者の問題も含めてですが、ハード面での管理とソフト面、見えないところでの管理というものにも、更に気を配っていかなければいけないと思いますので、その視点もよろしく願います。

【教育政策担当部長】 報告資料の「主な取組の実施状況」を御覧ください。その一つ目のところで、「教員の業務量の適切な管理等に関する規定等の整備」というところがあります。

先ほどの説明の中でも申したところではありますが、国の方で定めたガイドラインというものを、法的根拠のある「指針」に格上げされたことを受けまして、東京都でも規定の整備を行っております。

服務監督権者が、働いている教職員の勤務時間をしっかり把握しなければいけないということが強化されたところがございます。

「教員の勤務状況」のグラフの注釈を御覧いただくと、「校外における時間外労働時間を含む」となっております。昨年度の報告では、校外における時間外労働時間は含んでおりませんでした。今年度は、「しっかりと服務状況を管理しましょう」ということによりまして、例えば、部活動での引率業務ですとか校外における勤務時間も含んだデータとなっております。

併せて、都立学校については、令和元年度のデータについて、同様に校外における勤務時間を含んだデータとし、比較しております。

区市町村立学校になりますと、一部ではそこまで把握しきれなかったところがありますので、「一部の地区を除く」と書かせていただいております。

今回、宮崎委員からの御指摘にもありましたように、コロナの対応で、学校内で仕事をすることに限った話ではないような状況も出ている実態がございまして、そういったものに対応した働き方改革というものは、ここから更にレベルアップさせていかなければいけない状況だという認識は持っております。

ただ、そういう規定の整備などを行う中で、実態として、教員の働き方改革が進むようにということで、可能な範囲でデータを比較できるようにはしてみました。大前提として、「置かれた状況は違うものである」という認識は持っておりますので、この状況を乗り越えながら、働き方改革の考え方は維持し、比較できるデータが揃うタイミングで、また取組をしっかり、定量的にも反映させていけるように進めていきたいと思っております。

御指摘いただきどうもありがとうございます。

【秋山委員】 お願いがあります。それは、こういうふうに関心を持って取組をやっている中で、改善したところも多々あるのではないかと思いますので、「改善した」という声も届けていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続き多面的な取組をやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 令和3年2月18日（木） 午前10時 教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、2月の第2木曜日に当たります11日が休日となっております。規則によりますと、翌日の12日となるところでございますが、現時点では案件がない状況でございます。

したがいまして、次回の定例会につきましては、日程との都合によりまして、2月の第3木曜日の2月18日の午前10時より、教育委員会室にて開催させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】 ただいま御説明がございましたとおり、2月12日は案件がないとのことですので、この場で、2月12日の教育委員会は開催しないことといたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉—— それでは、2月12日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は、2月第3木曜日の2月18日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、この後非公開の審議に入ります。

(午前 11 時 35 分)